

ウルシステムズ株式会社

定款

ウルシステムズ株式会社

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ウルシステムズ株式会社と称し、英文では UL Systems, Inc.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットを利用した情報システム及びネットワークの企画、設計、開発、運用及び保守。
- (2) インターネットを利用した業務の企画、開発。
- (3) 経営コンサルタント業。
- (4) インターネットを利用した情報提供サービス及び通信販売業務。
- (5) インターネットを利用した企業間取引システムの企画、設計、開発、運用及び保守。
- (6) ソフトウェアの開発及び販売
- (7) 投資業。
- (8) 市場調査、広告宣伝に関する業務。
- (9) 各種企業、団体に対する業務研修の請負。
- (10) 上記各号に付帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、58,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(株式の種類)

第 8 条 当社の株式は、すべて普通株式とする。

(株券の発行)

第 9 条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。） 株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下、同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の発行する株券の種類並びに株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及びその手数料は、取締役会に

において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。)に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、その代理権を証明する書面を、株主総会毎に、あらかじめ当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、3 名以上 5 名以下とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第 21 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び取締役社長)

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、当社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定する。

(取締役会の開催場所)

第 24 条 取締役会は、当社の本店所在地又は取締役及び監査役の全員が合意した場所で行う。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対し発信する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役会規則で定める特別決議事項を除いて、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数の賛成をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として取締役が当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について同法第 427 条第 1 項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 33 条 当社の監査役は、3 名以上 5 名以下とする。

（監査役の選任）

第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の解任）

第 35 条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（監査役の任期）

第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 37 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の開催場所)

第 38 条 監査役会は、当社の本店所在地又は監査役の全員が合意した場所で行う。

(監査役会の招集通知)

第 39 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査役に対し発信する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 40 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除いて、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 41 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第 42 条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 43 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 44 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について同法第 427 条第 1 項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。但し、

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 45 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 46 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 47 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 48 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 49 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 50 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 51 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」と

いう。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間及び利息)

第 52 条 期末配当金及び中間配当金については、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

(実施期日及び改訂履歴)

平成 12 年	7 月 17 日	定款認証
平成 12 年	7 月 25 日	会社設立
平成 12 年	8 月 25 日	改訂
平成 12 年	9 月 8 日	改訂
平成 13 年	1 月 15 日	改訂
平成 13 年	5 月 24 日	改訂
平成 14 年	6 月 26 日	改訂
平成 15 年	6 月 25 日	改訂
平成 16 年	6 月 24 日	改訂
平成 17 年	6 月 14 日	改訂
平成 17 年	7 月 22 日	改訂
平成 18 年	6 月 29 日	改訂